

新しいごみ出しルールに関する説明会にて寄せられたご意見・ご質問とそれに対する回答

〇ごみ処理費用有料化

番号	意見概要	ご意見に対する回答
1	有料化というが、現在も有料化ではないのか。	今現在のごみ袋は一般流通品であり、取扱店により販売価格が異なります。有料化制度開始後は、新しい袋は市が製造し、流通させることとなり、市民の皆様が袋を購入することで手数料が市に入ることになります。皆様が袋を購入する値段は変わりませんが、制度開始後は、皆様から処理手数料をいただいでごみを処理するように仕組みが変わります。袋を買うことで処理手数料を支払ったこととなりますので市民の皆様の対応に変更はありません。
2	手数料のうち、純粋な市の利益が分かれば教えて欲しい。	可燃大サイズを例にしますと、180円すべてが手数料となります。この中から、袋の製造や流通管理等の費用を支出することになりますので、今回のごみ料金額の値下げにより、市に残るお金は数円程度、赤字にならない程度となります。
3	新しいごみ袋の価格は、大サイズと特小サイズで40円しか差がない。ごみ量は倍以上違うのに、手数料額がほとんど変わらない経緯を教えてください。	新しい販売価格は、現在の燃えるごみ指定袋、燃えないごみ指定袋の市場価格をもとに設定しております。今後、ごみ量の推移によっては、手数料を見直す可能性もありますので、今後の参考とさせていただきます。
4	袋の販売価格の見直しは、川本市長が当選したからなのか。当選しなければ、なかったことなのか。	川本市長が袋の販売価格の見直しを公約にし当選されました。市民の皆様の意向が反映されたものと考えています。
5	ごみ処理手数料について、今後、値上がりすることはあるのか。	有料化は、経済的動機付けでごみを減量する制度となりますので、ごみが増えれば手数料が上がる可能性はございます。先日の議会では、市長から1～2年様子を見て手数料を検討するとの発言がありました。
6	手数料が上がるということは、市長選での公約違反ではないか。	瀬戸市のごみ袋の値上げについては、報道の仕方にも問題があり、市長の考えがうまく伝わっていないと感じるところです。市長が出した議案改定は、有料化制度の廃止ではなく、手数料額の減額となります。
7	名古屋市では40年前から分別への取り組みをすすめ、有料化とならないようにしている。瀬戸市は分別の取り組みを進めず、有料化しており、納得がいかないし、市と業者との癒着があるのではないのか。また袋の色をオレンジにするのもお金がかかると思う。豊田では透明な袋を採用している。少しでも袋の値段を下げるように努力できないのか。	業者との癒着はございません。9月1日以降の袋については、すでに作成済みのため、今後新しくごみ袋を変更する際の参考とさせていただきます。
8	有料化によって得る手数料は、ごみの焼却等に使用されるのか。	ごみの減量化や資源化等の施策に使用する予定です。

〇ごみ袋の取扱い

番号	意見概要	ご意見に対する回答
1	資源物指定袋の白色と黄色があるが、有料化実施後はどちらも使うことができるのか。	どちらも今までどおりの取扱いになります。
2	広報せとで9月1日から現在の袋が使えなくなることを知った。移行期間もなく、なぜ9月1日から使えなくなるのか。	有料化制度は処理手数料を負担いただくものとなります。費用負担の公平性の観点から、使用不可としています。余った袋は、資源物を出す際に活用いただき、分別にご協力ください。
3	余った指定ごみ袋で資源物を出すときに紙を貼らないといけなのか。袋に直接書いてはいけないか。	収集の際に分かりやすく示していただきたいです。分かるように記載されていれば、直接書いていただいても結構です。
4	今使っているごみ袋が余っているが、どうすれば良いか。	ミックスペーパー、古布を出す際にご使用いただけます。また、9月1日以降は、プラスチック製容器包装を出す際にもご使用いただくことができるようになります。お手持ちの袋が無くなるまで使用可能となり、この対応に期限はございません。
5	布団はなぜ大サイズの袋を巻くのか。袋がもったいない。小さいサイズのものでいいのではないのか。回収する人も小サイズで十分認識できる。	ごみとして処理手数料を負担いただくために、袋を巻きつけていただくようお願いしています。布団は基本的に袋に入らない大きさであるものが多いため、大サイズを指定しています。サイズを問わず、袋に入るものであれば、入れて出していただいても回収します。
6	可燃ごみ袋が手に入らない場合はどのようにごみを出せばよいか。広報で知らせないのか。	資源物指定袋もしくは燃えないごみ指定袋(ピンク)に「燃えるごみ」と表示することで、燃えるごみとして回収いたします。これは、燃えるごみ指定袋(黄色)が市場から少なくなり、購入ができないという市民の方からお困りの声があったため、8月31日までの間に限る措置としています。
7	新しい燃えるごみ指定袋の無料配布は、新しい袋が手に入らなくなるのが予想されるためか。	そのとおりです。燃えるごみ指定袋(30L 10枚)を8月中旬に全戸配布する予定です。届いた袋はすぐに使っても回収いたします。
8	旧指定袋を資源物用の袋として使用する際に期限はあるのか。	使用期限はありません。
9	スライドにかかれた資源物指定袋には取っ手がついているが、自宅にある袋にはついていない。	プラスチック製容器包装の回収が始まったばかりのモデルであると思われます。現在の袋は取っ手付きですので、お持ちの袋を使い切り次第、新しくお買い求めください。
10	ボランティア清掃袋はどれくらいの単位でもらえるのか。	相談いただいた内容に応じてお渡しします。ただし、町内の地域清掃等大きな規模で活動する場合は事前に申請が必要です。
11	外装袋に旧価格が表示されたものは、いつまで市場に残るのか。	現在、製造が完了しているものはすべて旧価格が表示されてしまっており、11月下旬入荷分から表示が切り替わる予定です。年末、年明けには外装袋が変更になる見込みです。
12	資源物として草を排出する際に現在の燃えるごみ・燃えないごみの指定袋を使用してよいか。	使用していただけます。
13	資源物指定袋に生ごみを入れても良いと聞いた。	現在燃えるごみ指定袋が品薄の状況があり、お買い求めいただけない場合は、資源物指定袋で燃えるごみをお出しいただくことが可能です。ただし、8月末までの臨時的な措置となりますので、ご承知おきください。
14	複数の小さい布団を出す場合は、縛ってつけるごみ袋は1枚でよいか。	複数の小さい布団を燃えるごみ袋に入れ、縛ることができる場合は、袋に入れてお出しいただけます。袋に入らない場合は、1つの布団につき、1枚つけてお出しください。
15	布団にごみ袋をはさむだけでは取られないか。	テープで貼っていただくなどの方法もございます。先進事例では、ごみ袋として使えないよう、切込みを入れている所もあるようです。
16	ごみ袋の厚さは燃えるごみと燃えないごみとで異なるのか。	燃えるごみ指定袋に比べ、燃えないごみ指定袋の方が厚手となっています。費用面を考慮し、新しいごみ袋は現在ご利用いただいている袋より少し薄くなっていますが、問題なくご使用いただけます。
17	新しい燃えるごみ指定袋にはプラスチックごみを入れてはいけないのか。	汚れているもの、臭いがあるものは燃えるごみで出してください。しかし、汚れや臭いがないもの、もしくは、水洗い等で取れるものは資源化にご協力をお願いします。ただ、過剰な洗浄までは必要ありません。
18	燃えないごみ指定袋に入れる際のルールを教えてください。	燃えないごみ指定袋に入れていただき、袋の口が縛れる際は収集させていただきます。ただ、入りきらず袋の口が縛れない大きさのものは粗大ごみでお出しください。燃えるごみも同様、袋の口が縛れる大きさに分解等が可能な際は収集可能です。
19	他の指定袋で燃えるごみを出す際、「燃えるごみ」と書いた紙を貼らず収集されない袋が多く出てしまうと予想されるため、燃えるごみ指定袋以外は出すことができないようにするべきではないか。	現在燃えるごみ指定袋が品薄となり、緊急措置として他の指定袋でも燃えるごみ排出可としています。そのため、有料化制度が開始される前日の8月31日までの期限としています。また、「燃えるごみ」の確認ができれば問題ないため、紙を貼らなくても分かるよう袋に記載いただいても結構です。8月には新指定袋の販売が開始されます。ご理解・ご協力いただきますよう、お願いします。
20	今月に入って、資源物指定袋に「燃えるごみ」と書いてごみを出したが回収されなかった。	そのような場合は、環境課へ連絡をお願いします。
21	旧袋が80枚程度残っている。有料化を実施している他市において、手数料分のシールを購入して貼り付けるという方法を見たことがある。瀬戸市で実施する予定はあるか。	瀬戸市で実施する予定はありません。旧袋の利用方法としては、古布・ミックスペーパー・プラスチック製容器包装を出す際に利用をお願いします。利用期間に定めはありません。

22	ピンクの袋に入れられた草が回収されず置いてあった。捨てた人は、これで捨てても良いと言われたとのこと。燃えるごみの表示もあった。	剪定枝、草の予約収集はもえないごみ袋(ピンク)でも回収いたします。ごみとして出す場合は燃えるごみ袋(黄色)で回収しますが、もえるごみの表示がある場合は期限付きで回収対象となるため、収集員に指導を行います。
23	旧袋が残っている。古布やプラスチック製容器包装で使用するのではなく、併用期間を設けてほしい。おむつを使用している家族がいる等で、たくさん購入している家庭はたくさんある。検討してほしい。	併用期間についても検討した上で、古布・ミックスペーパー・プラスチック製容器包装で使用していただくことになっております。また、有料化制度が決定した令和4年3月から、旧袋に関しては計画的にご購入いただくよう案内をしておりますので、ご理解とご協力をお願いします。
24	布団等の新しい出し方についてだが、布団1点につき袋を1枚つけるという考え方で良いか。また、巻き付けた袋が取られてしまうのではないかと心配である。	1点につき1枚つけていただくことで問題はありません。袋については取られないよう貼り付ける、しっかり巻き付ける等の対応をお願いします。もし、袋をつけたのにも関わらず袋を取られてしまい収集がされなかった等の困りごとがあった際は環境課までご連絡ください。

○ごみ・資源物の出し方

番号	意見概要	ご意見に対する回答
1	よしだが収集されずに、取り残されている。	指定袋に入っていないものは、収集不可シールを貼り、適切に出していただくよう置いてきています。しばらく取り残されているようであれば、環境課へご連絡ください。
2	ペットボトルや布を家に置いていく場所がないので、燃えるごみで出す人が多い。	分別品目が増えると出し方などで出す人の負担をかけることになる。できるだけ負担をかけない方法を検討していきます。
3	以前、プラスチックの衣装ケースを出したときに、回収業者から「分解したら袋に入る」と言われた。	粗大ごみとして扱うかについては、指定袋に入るかどうかが基準となります。分解して袋に入れて口を縛ることができれば、燃えるごみでお出しいただけます。
4	燃えないごみの長尺物の判断基準は何か。	傘や蛍光灯、バット、園芸用の支柱など、そのものが分解されていない状態であるものを指します。金属製のラック等を分解して出る長い棒については、分解したことによって生じたものになるため、長尺物には該当しません。なお、袋に入る程度の小さなラックであれば燃えないごみでお出しいただけます。
5	地域の集積所に、ごみの収集日以外に燃えるごみが出されて困っている。分別辞書には、ごみを出す時間帯が書いてあるのか。また、監視カメラ設置等もお願いできるのか。	マナー違反のごみについては、まずは環境課へ連絡してください。排出者が特定できれば個別で指導を行います。また、ごみを出す時間は8時半までとなっており、ごみ出しの開始時間までルール化するのには難しいと考えます。紹介したさんあーのアプリではごみ出し日の通知も可能ですので、そのような周知もさせていただきます。
6	8月中は、縛るのみで布団を出すことができるのか。	問題ありません。
7	陶器などはどのように出せばよいか。	燃えないごみとしてお出しください。
8	出したごみに責任をもつように、燃えるゴミの袋にも記名してもらいたい。	燃えないごみ袋に記名することにも、個人の情報を記入することに不安を感じるという声もいただいております。あわせて、今後の課題とします。

○資源物（プラスチック製容器包装）

番号	意見概要	ご意見に対する回答
1	資源物集積所が遠い。プラスチック製容器包装が多く出るので、燃えるごみの集積所で収集してほしい。	同様の意見をいただいております。収集場所や回収回数など検討してまいります。
2	プラスチックを分別して出しているが、ある時又聞きで「プラスチックは分別しても、最終的に燃やされる」と聞いた。実際はどうか。	プラスチック製容器包装としてお出しされたものの中で、汚れが付いたものやにおいが取れないものがあれば、燃えるごみとして取り除かれ、処分されます。きれいに分別して出されたものはリサイクルしています。
3	プラスチックごみはどのようにリサイクルされるのか。	集めたプラスチックごみの袋を全て開封し、全量を目視で検品し、不適物を取り除きます。その後圧縮処理をした後、リサイクル工場に運び、工業用パレットや固形燃料として加工されます。
4	プラスチック製容器包装の回収日数をもっと増やしてほしい。隔週での回収だと袋がかさばってしまう。また、保管期間が長いと汚れやにおいが気になる。	プラスチック製容器包装は月に2回収集しています。週1回の回収を行うには、費用面や収集場所の兼ね合いによりハードルが高くなっています。これからプラスチックごみがどれだけ出されるか動向を見つつ検討してまいります。汚れや臭いがあるものについては、中間処理で不適物として取り除かれるため、燃えるごみでお出しください。
5	プラスチック製容器包装のうち、洗ってもにおいが取れないものは不適物か。	不適物となります。燃えるごみでお出しください。
6	集積所に出したプラスチック製容器包装の袋が、軽いため風で飛ばされてしまわないか心配だ。	カラス除けネットを環境課で貸し出しているため、お困りであれば個別にご相談ください。
7	説明で人口が減っているのにごみが減らないとあったが、プラスチック製容器包装分別の開始が遅かったと思う。近隣では、豊明等はプラスチック製品の一括回収を開始したところもあると聞いた。瀬戸市の今後の見通しを教えてください。	プラスチック製品の資源化は非常にお金がかかりますが、国の施策もあり、令和11年度までに回収を開始することを考えています。瀬戸市だけではなく、長久手市、尾張旭市と足並みを揃えるよう話し合いをしています。
8	2005年からプラスチックの分別が着目されて、他自治体では分別を進めてきた。瀬戸市は最近までプラスチックの分別を進めなかったのはなぜか。	当時燃えるごみの組成調査を行った際に、プラスチックよりミックスペーパーが多いため、瀬戸市ではミックスペーパーの分別に力を入れてまいりました。その中、国によりプラスチックの分別を進めるよう通知があったことを受け、分別を開始した経緯がございます。
9	プラの分別が始まって燃えるごみが減ったと聞いている。今の分別で大丈夫か。	プラスチック製容器包装は毎月50～60トン回収しており、1世帯あたりの排出量は、尾張旭市、長久手市の回収量の8割程度となっています。回収した中でリサイクルできないものは1割程度ありますが、他市と同水準です。分別時には、臭い、汚れをどの程度まで落とせば良いか迷われると思いますが、簡単に水で流す程度で問題ありません。マヨネーズの容器等、洗剤を使って洗わなければならないものは、燃えるごみへお出しください。月2回の収集となりますので、切る、潰す等の対応で分別の協力をお願いしたいです。
10	燃えるごみにプラスチック製容器包装が含まれていても収集はされるか。	汚れが落ちないものやにおいの取れないものについてはもえるごみで構いません。きれいなものについては、分別にご協力をお願いします。

○資源物（剪定枝・草）

番号	意見概要	ご意見に対する回答
1	剪定枝を燃えるごみで出した場合と資源物として出した場合の処理の仕方は違うのか。	燃えるごみで出されたものは晴丘センターで焼却処理されています。予約収集や拠点回収で出されたものは、資源化施設や搬入し、燃料チップやたい肥にリサイクルしています。
2	知り合いが草の収集を予約しようとしたところ、3袋以上でないと予約ができないと言われたが、1袋では引き取ってもらえないのか。	草や剪定枝の予約収集については、今年度は予約で排出される量を検証するため試行期間として草3袋以上、剪定枝3束以上を目安に回収を行っています。収集の拠点が增多ると費用も掛かり、CO ₂ の排出量も増えるので、少量であれば燃えるごみでの排出にご協力をお願いします。
3	クリーンセンターに持ち込む場合は、小枝、葉をはらった方が良いのか。	その通りです。
4	剪定枝の予約収集について、12月以降は実施しないのか。	今年度は実施いたしません。6月から開始した剪定枝等の資源化は試行的に実施しておりますので、排出量や市民の皆様からのご要望をもとに検討していきます。
5	剪定枝は、草と一緒に袋に入れても問題ないか。予約収集はどのくらいの量が目安か。	袋に入れていただいても問題ありません。予約収集の目安は、枝3束・草3袋程度です。
6	草の出し方について、透明または半透明の袋の他に黄色の燃えるごみ袋で出してもよいか。	黄色の袋でも出すことができます。ただし、予約収集に限ります。

7	予約で草を出す際は、指定袋を使わなくても良いのか。	問題ありません。
8	市内に現住所とは異なる別宅がある場合、その住所で剪定枝の予約収集をお願いすることは可能か。	問題ありません。
9	剪定枝1束であれば、燃えるごみとして出せるのか。	燃えるごみでお出しいただけます。

○資源物（その他）

番号	意見概要	ご意見に対する回答
1	墨がついた半紙を燃えるごみに捨てているが、ミックスペーパーで出しても問題ないか。	問題ありません。
2	資源物集積所が地区によってはゼロのところがある。自分の地域は120世帯で1ヶ所しかなく、集積所が遠い場合は、資源リサイクルセンターへ持ち込むしかない。市が主導して集積所の設置を進めて欲しい。	集積所設置の基準としては、燃えるごみは10世帯に1ヶ所、資源物は50世帯に1ヶ所が目安となります。市が土地の確保等を主導することが難しいため、地域で話し合っていたり、場所を決めていただければ集積所を新設することは可能です。
3	羽毛布団は、晴丘センターに持ち込まないと資源化されないのか。	晴丘センターではなく、瀬戸市クリーンセンターに持ち込まれたもののみ資源化いたします。燃えるごみの置場に出されたものは、晴丘センターでごみとして処理することとなります。
4	羽毛布団をクリーンセンターへ持ち込む場合も、袋に入れる必要があるか。	袋に入れずにお出しいただくことができます。

○不法投棄・不適正排出の対応

番号	意見概要	ご意見に対する回答
1	9月1日以降、現在の黄色の燃えるごみ袋で出す人が多いのではないかと。新しい指定ごみ袋だけ収集され、大量に黄色のごみ袋が取り残されることが想定される。どのように対応するのか。	広報やホームページ、無料配布や分別辞書の全戸配布など、事前に周知、啓発に努めてまいります。黄色の燃えるごみ指定袋で出されているものがあれば、収集不可シールを貼り、啓発として一定期間置かせていただきます。それでも取り残されているようであれば、別途対応いたします。また、排出者が分かれば、直接手紙等で指導を行います。
2	9月1日以降、旧燃えるごみ袋(黄色)で出されていた場合、組長が市に連絡すると聞いたが、本当か。	自治定例会で旧燃えるごみ袋(黄色)で回収されないごみ袋があった場合、環境課へ連絡いただければ、別途対応しますとお伝えしています。必ず組長が連絡するように求めているものではありませんので、町内ごとの対応方法をご確認いただければと思います。
3	9月1日から袋が変わるのは分かるが、説明会に来ていない人も多い。旧袋は一切回収しないのは、強引ではないのか。回収されない旧袋が溢れることを懸念している。	旧袋で出されたごみは、収集不可シールを貼付し、一定期間啓発を行った後に環境課で回収いたします。

○周知

番号	意見概要	ご意見に対する回答
1	指定ごみ袋が変わることを強調したチラシを回覧板で回すなどしてほしい。ポスターとかも作ってほしい。	相談に合わせて対応してまいります。
2	周知・啓発方法として広報・市HPだけでは不足しているのではないかと。市民にどれだけ行き届いているかが懸念される。全戸配布してほしい。	これから8月末頃までにかけて2種類(燃えるごみ指定袋小(30L)、分別辞書)全戸配布を予定しています。広報、市ホームページも併せて啓発を進めてまいります。
3	HPや広報等、自から情報を取りにいかない市民もいる。新しいごみ出しが始まる前に、移行期間としてまずは回覧で回すようにした方が良くと思う。	本件については、7月の自治定例会でお願いしていますので、これから回覧がされると思います。他にも分別辞書や新しいごみ袋の全戸配布でもチラシが入っておりますので、ご確認ください。
4	説明会に参加していない市民への周知はどうするのか。	8月に全戸配布する分別辞書で周知を図ります。
5	説明会の周知が遅かったのではないかと。	7月4日に議会にて決定された内容の周知となるため、短期間での周知となり申し訳ございませんでした。
6	ごみ袋が9月1日以降出せるというのを最近まで知らず、100枚ほど残っている。いつごみ袋が変わり、使えなくなると決まり、どのように周知していたのか。知らない人が多いと思う。	令和4年3月市議会で手数料の導入が議決され、袋が変わることとなりました。R5.3月の広報せとに掲載しており、テレビ、ラジオ、広報せと、ホームページでも周知を行っています。その他、ごみ袋の無料配布や分別辞書でもチラシを同封しており、今後も周知に努めていきます。
7	説明会は、車に乗れない高齢者が来られないため、地域ごとに説明することは考えていないのか。	自治会を通じて、要望があった地域では説明に伺っております。
8	外国人に対する啓発はどのように考えるか。	現在、ごみの出し方のチラシは5か国語の用意があります。有料化制度開始に向けて、チラシやさんあーるアプリの外国語版の準備を進めているところですが、渡す手立てが難しいと考えていますので、ぜひ地域の皆様のご協力をお願いします。

○要望・意見

番号	意見概要	ご意見に対する回答
1	衛生委員をもっと活用してはどうか。	自治会と共有し、協議してまいります。
2	瀬戸市が分別するようになった経緯を理解していない市民が多い。また、家で生ごみの臭いが気になるのであれば、一回り小さい袋を使うなど、一人ひとりが分別する方法を考える必要がある。	ご意見として頂戴いたします。
3	布団に燃えるごみ袋大45リットルをつける必要があるが、ごみ減量のため、普段45リットルを使わない。布団のために購入するのであれば、1枚ずつ販売してほしい。	ご意見として頂戴いたします。
4	介護のため、おむつを出す際に黒い袋に入れて、ごみに出しているが、おむつ専用のごみ袋を出してほしい。	ご意見として頂戴いたします。
5	今回のようにいつも市民が負担を強いられる。ごみ減量を進めるのであれば、まずお店など販売業者がごみとならないような販売をするべきだと思う。小さなお菓子の箱などに必要なものか、いつも疑問に思っている。販売業者へも働きかけてほしい。	ご意見として頂戴いたします。
6	販売業者への働きかけとして、直接会社へ電話することもある。みなさんもぜひ電話してみるとよいのでは。	ご意見として頂戴いたします。
7	今回市議会議員にも説明責任があるはずなのに、誰も市民への説明に来ない。本当は市議会議員にも言いたいことがある。ぜひ伝えてほしい。	ご意見として頂戴いたします。

○その他

番号	意見概要	ご意見に対する回答
1	無料配布と分別辞書の配布は違うのか。	それぞれ配布する内容が異なります。
2	生ごみ処理機の補助について教えてほしい。今まではなかった制度なのか。また2回目以降の申請は可能か。	昨年度から開始し、購入価格の2分の1を補助しています。資料にあるものは、生ごみ処理機(上限20,000円)、生ごみ発酵用密閉容器(上限1,000円)、生ごみ堆肥化容器(上限3,000円)を指します。1度購入したものは概ね5年間使用いただき、買い替え時の再申請は可能です。

3	どのような方法を取れば、ごみ減量に寄与できるか教えていただきたい。	ごみの組成調査で生ごみの量が最も多いと判明しています。生ごみ処理機など、ごみ減量化容器購入の補助金制度もございますので、環境課へご相談ください。また、リユースやリペアといったごみにしない方法を実践していただくなど、皆さまのご協力をお願いします。
---	-----------------------------------	--